

公益財団法人日本化学研究会
理事・監事及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程

平成 25 年 8 月 11 日理事会承認

平成 29 年 3 月 4 日理事会承認

平成 29 年 5 月 28 日理事会一部変更

平成 29 年 6 月 18 日評議員会承認

(目的)

第 1 条 この規定は公益財団法人日本化学研究会の定款 13 条及び定款 26 条に関して必要な事項を定めたものである。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次の通りとする。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 定款の定めにより、本財団は役員及び評議員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第 4 条 本財団の役員等の報酬は、評議員会で別に定める総額の範囲内において、別記第 1、別記第 2、別記第 3 及び別記第 4 に基づき支給することができる。

- 2 理事長及び常務理事が非常勤の場合には別記第 1 の報酬を支給することができる。支給額は、その職務、その資格、出勤日数等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 3 本財団の役員及び評議員等が、理事会、評議員会及び常務理事会等に出席したときは、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別記第 2 の報酬を支給することができる。
- 4 役員及び評議員に対しては、化学研究及び化学教育に関する実情調査のための対価として、各人に別記第 3 の報酬を支払うことができる。
- 5 役員及び評議員が退職したときは別記第 4 の退職慰労金を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 本財団は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団は、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1 理事長及び常務理事が非常勤の場合の報酬

月額 50,000 円以下

別記第2 役員等の報酬

日額 5,000 円

理事会、評議員会及び常務理事会等への出席1回につき日額を支給する。

別記第3 役員及び評議員の特別報酬

調査等の対価として年間 30,000 円を限度に支給することができる。

別記第4 評議員及び役員等の退職慰労金

勤務年数1年につき 10,000 円を支給することができる。但し、1年未満の分は切り捨てとする。

以 上

**理事・監事及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程における
役員等への報酬等の 総額 及び 支給の基準**

平成 29 年 6 月 18 日評議員会承認

(目的)

第 1 条 この報酬等の総額及び支給の基準 は定款第 13 条及び第 26 条に基づいて公益財団法人日本化学研究会理事・監事及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程における役員等への報酬等の 総額 及び 支給の基準を定めるものである。

(報酬の総額の決定)

第 2 条 本財団の役員等の報酬は、当分の間、総額 100 万円 の範囲内において支給することができる

(報酬額の決定)

第 3 条 報酬額については理事会で定める公益財団法人日本化学研究会理事・監事及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程 施行細則に基づき決定する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以 上